

(3) 所得等報告書の提出状況

本省審議官級以上の職員に係る所得等報告書の提出件数（平成21～25年）は、表3のとおりである。

表3 所得等報告書の提出件数とその内訳（平成21～25年）

区分 年(暦年)	提出件数 (件)	給与所得のみ		給与所得以外の所得あり	
		件数(件)	構成割合(%)	件数(件)	構成割合(%)
平成21年	1,337	884	66.1	453	33.9
平成22年	1,344	907	67.5	437	32.5
平成23年	1,349	910	67.5	439	32.5
平成24年	1,340	884	66.0	456	34.0
平成25年	1,338	871	65.1	467	34.9

倫理審査会では、平成25年の所得等報告書の写しについて、職務と関係のある事業者等からの不適切な贈与、報酬など国民の疑惑や不信を招くようなものがないかなどの観点から審査を行ったが、倫理法等に違反するものはなかった。

第3章 倫理法等に違反する疑いがある行為に係る調査及び懲戒

1 調査及び懲戒手続の概要

倫理法等に違反する行為に関する調査及び懲戒は、国公法における一般服務義務違反の場合と同様に、一義的には任命権者が行うこととされているが、厳正かつ公正な事実の確認及び措置が行われるよう、また、府省間での均衡を著しく欠いた対応とならないよう、倫理法において、倫理審査会の一定の関与の下にその手続が行われる旨の定めがなされている。また、規則22-1（倫理法又は同法に基づく命令に違反した場合の懲戒処分の基準）において倫理法等に違反した場合に係る懲戒処分の基準が、規則22-2（倫理法又は同法に基づく命令の違反に係る調査及び懲戒の手続）において倫理法等違反に係る調査及び懲戒の手続の細目が、それぞれ定められている。

任命権者が職員に倫理法等に違反する疑いのある行為があったと思料する場合には、これらの規定に基づき、任命権者により、倫理審査会に端緒報告がなされ、調査が実施される。倫理審査会では、必要に応じ、任命権者と共同して調査を実施するほか、特に必要があると認めるときは、自ら単独で調査を実施できることとなっている。

調査の結果、任命権者が職員に倫理法等に違反する行為があることを理由として懲戒処分を行おうとする場合は、あらかじめ倫理審査会の承認を得なければならないこととされており、倫理審査会は、違反行為の内容を厳正に審査し、任命権者が行おうとする処分案が適正かどうかを判断している。また、倫理審査会が自ら単独で調査を実施したときは、倫理審査会が自ら懲戒処分を行うことができることとされている。

倫理法等違反に関する情報は、公務員倫理ホットラインなどを通じて、投書、電子メール、電話等で倫理審査会に寄せられるほか、各府省からの連絡や新聞報道等からも得ている。倫理審査会では、これらの情報を点検し、必要に応じ、自ら又は任命権者に依頼して内容を確認す

ための予備的な調査を行い、その結果、倫理法等に違反する行為が行われた疑いがあると思料される場合に、倫理法等に基づく調査及び懲戒手続を開始することとなる。

2 倫理法等に違反する疑いがある行為に係る調査及び懲戒の状況

(1) 調査及び懲戒処分等の件数

平成26年度に倫理法等に違反する疑いのある行為に関し新たに調査が開始された事案は15件、前年度から継続して調査が行われた事案は4件であった。これらのうち、倫理法等に違反する行為があることを理由として懲戒処分が行われたものは10件で合計18人（免職4人、停職6人、減給6人、戒告2人）（下記（2）参照）であり、各府省の内規による訓告・嚴重注意等の措置（以下「矯正措置」という。）が講じられたものは7件で合計12人であった（1件の事案の中で複数の職員が違反行為を行い、懲戒処分、矯正措置の両方が行われたものは1件あり、懲戒処分件数及び矯正措置件数のそれぞれに計上している。）。また、平成26年度の調査が平成27年度に継続された事案は3件であった。

これらを前年度（平成25年度）と比べると、新たに開始された調査件数は3件減少したものの、懲戒処分件数は2件増加であった（表4）。

なお、倫理法等が全面施行された平成12年4月から平成26年度末までの間に、倫理法等に違反する行為があることを理由として懲戒処分を受けた職員は478人（免職75人、停職39人、減給116人、戒告248人）、矯正措置が講じられた職員は622人であった（平成27年度以降特別職等から職員へ復帰する際に処分等が予定される者5人を含む。）。

表4 調査及び懲戒処分等の件数等の推移

（単位：件、人）

項目 \ 年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	累計 (平成12～26年度)
調査開始事案数	24<5>	14<7>	20<5>	18<8>	15<4>	322
処分等件数（人数）	21（61）	16（27）	16（63）	20（62）	16（30）	304（1,100）
懲戒処分件数（人数）	14（28）	6（13）	8（22）	8（9）	10（18）	192（478）
免 職	4（6）	0（0）	2（6）	2（2）	4（4）	58（75）
停 職	1（1）	2（2）	0（0）	2（2）	5（6）	31（39）
減 給	2（2）	4（5）	3（5）	1（1）	3（6）	56（116）
戒 告	8（19）	3（6）	5（11）	3（4）	2（2）	91（248）
矯正措置件数（人数）	12（33）	11（14）	11（41）	13（53）	7（12）	163（622）

（注）1 < > は前年度からの継続事案数（外数）を表す。

2 1事案につき懲戒処分を受けた職員と矯正措置が講じられた職員の両方がいる場合はそれぞれに計上しているため、懲戒処分及び矯正措置の合計件数は処分等件数と一致しない。

3 1事案につき異なる種類の懲戒処分を受けた職員がいる場合はそれぞれの種類ごとに計上しているため、内訳（免職等）の合計件数は懲戒処分件数と一致しない。

4 1事案につき最終報告が複数回行われた場合には、処分等件数は最初に最終報告が行われた年度のみに計上し、処分等人数はそれぞれの最終報告が行われた年度に計上している。

5 懲戒処分を受け又は矯正措置が講じられた職員の数には、平成27年度以降特別職等から職員へ復帰する際に処分等が予定されている者5人を含む。

(2) 倫理法等違反事案の概要

平成26年度において、倫理法等に違反する行為があることを理由として懲戒処分が行われた事案の概要及び処分内容は表5のとおりである。

表5 平成26年度における倫理法等違反により懲戒処分が行われた事案の概要等

番号	違反行為	処分内容	事案の概要
1	利害関係者から飲食の供応接待を受けた事案（倫理規程第3条第1項第6号違反）	停職1月（2人）	厚生労働省の職員2人が、行政指導の対象となる利害関係者である事業者と共に飲食した際、自己に係る費用の一部を相手側に負担させたもの。なお、他の国公法違反行為も併せて懲戒処分が行われた。
2	利害関係者から金銭の貸付けを受け、利害関係者以外の者から社会通念上相当と認められる程度を超えて財産上の利益の供与を受けた事案（倫理規程第3条第1項第2号、第5条第1項違反）	停職6月（1人）	国税庁の地方支分部局の職員1人が、立入検査、監査又は監察の相手方として利害関係者である事業者から金銭の貸付けを1回（100万円）受けたもの。 また、同事業者から利害関係でない期間に金銭の貸付けを1回（160万円）受けたほか、利害関係者以外の事業者から金銭の貸付けを1回（120万円）、飲食の供応接待を2回（合計7,460円）受け、社会通念上相当と認められる程度を超えて財産上の利益の供与を受けたもの。 なお、他の国公法違反行為も併せて懲戒処分が行われた。
3	利害関係者から物品の贈与を受け、飲食の供応接待を受け、利害関係者以外の者から社会通念上相当と認められる程度を超えて財産上の利益の供与を受け、倫理規程違反行為によって職員が得た財産上の利益であることを知りながら享受した事案（倫理規程第3条第1項第1号、第6号、第5条第1項、第7条第1項違反）	免職（1人） 停職6月（1人） 減給5月（俸給の月額1/10）（1人） 減給3月（俸給の月額1/10）（1人） 減給2月（俸給の月額1/10）（1人） 減給1月（俸給の月額1/10）（1人） 戒告（1人）	林野庁の地方支分部局の職員1人が、契約の相手方として利害関係者である事業者から飲食の供応接待（10,400円程度）を受けたもの（なお、当該職員は、他の国公法違反行為も併せて懲戒処分が行われた。）。 また、その他の職員6人については、契約の相手方として利害関係者である事業者から物品の贈与（1人）及び飲食の供応接待（4人）を受け、利害関係者以外の事業者から物品の贈与（1人）、飲食の供応接待（4人）及び費用を負担することなくタクシーに同乗（1人）したほか、倫理規程違反により物品を受領していることを知りながら享受（1人）したもの。 なお、6人のうち2人については、他の国公法違反行為も併せて懲戒処分が行われた。
4	利害関係者から飲食の供応接待を受け、利害関係者以外の者から社会通念上相当と認められる程度を超えて財産上の利益の供与を受けた事案（倫理規程第3条第1項第6号、第5条第1項違反）	免職（1人）	国税庁の地方支分部局の職員1人が、立入検査、監査又は監察の相手方として利害関係者である事業者から金銭の贈与を1回（2万円）受けたもの。 また、利害関係者以外の事業者から繰り返し供応接待を受け、金銭の贈与を2回（計45万円）受けたほか、別の複数の事業者からも法律上認められない行為により金銭の贈与を105回（計592万円）受け、社会通念上相当と認められる程度を超えて財産上の利益の供与を受けたもの。 なお、他の国公法違反行為も併せて懲戒処分が行われた。
5	利害関係者以外の者から社会通念上相当と認められる程度を超えて財産上の利益の供与を受けた事案（倫理規程第5条第1項違反）	停職6月（1人）	国税庁の地方支分部局の職員1人が、利害関係者以外の事業者と飲食をした際、同事業者から繰り返しタクシー券の贈与を受け、少なくとも26回（合計127,080円）利用し、社会通念上相当と認められる程度を超えて財産上の利益の供与を受けたもの。 なお、他の国公法違反行為も併せて懲戒処分が行われた。
6	利害関係者から金銭の贈与を受けた事案（倫理規程第3条第1項第1号違反）	免職（1人）	国税庁の地方支分部局の職員1人が、立入検査、監査又は監察の相手方として利害関係者である事業者から金銭の贈与を2回（合計25万円）受けたもの。
7	利害関係者から飲食の供応接待を受け、利害関係者以外の者から社会通念上相当と認められる程度を超えて財産上の利益の供与を受けた事案（倫理規程第3条第1項第6号、第5条第1項違反）	免職（1人） 停職6月（1人）	国税庁の地方支分部局の職員2人が、立入検査、監査又は監察の相手方として利害関係者である事業者から、飲食の供応接待（それぞれ8回（204,032円）及び6回（154,032円））を受けたもの。 また、同事業者から利害関係でない期間に飲食の供応接待（それぞれ12回（302,033円）及び4回（78,525円））を受け、さらにタクシー券の贈与を受け利用（それぞれ1回（6,240円及び6,980円））したほか、うち1人は外国旅行にかかる費用（2回（59,790円））を事業者負担させたもの。 なお、職員2人のうち、1人については、他の国公法違反行為も併せて懲戒処分が行われた。
8	利害関係者から金銭の貸付けを受けた事案（倫理規程第3条第1項第2号違反）	戒告（1人）	国土交通省の地方支分部局の職員1人が、契約の相手方として利害関係者である事業者から金銭の貸付けを6回（合計52,000円）受けたもの。
9	利害関係者から飲食の供応接待を受けた事案（倫理規程第3条第1項第6号違反）	減給3月（俸給の月額1/10）（1人）	厚生労働省の地方支分部局の職員1人が、立入検査、監査又は監察の相手方として利害関係者である事業者と共に飲食した際、自己に係る費用の一部（計4回、合計3,049円）を相手側に負担させたもの。 なお、他の国公法違反行為も併せて懲戒処分が行われた。
10	利害関係者から金銭の貸付けを受けた事案（倫理規程第3条第1項第2号違反）	減給1月（俸給の月額1/10）（1人）	国土交通省の地方支分部局の職員1人が、許認可等の相手方として利害関係者である事業者（2社）から計4回にわたり総額75万円程度の金銭の貸付けを受けたもの。

また、倫理法等に違反する行為の態様等に照らし、矯正措置が講じられた事案は、7件で合計12人であり、これらの違反行為は、次のとおりである。

- ・ 利害関係者から物品の贈与及び飲食の供応接待を受けたもの（倫理規程第3条第1項第1号、第6号違反）1件3人
- ・ 利害関係者から物品の贈与を受け、利害関係者以外の者から社会通念上相当と認められる程度を超えて飲食の供応接待及び財産上の利益の供与を受け、倫理規程違反行為によって職員が得た財産上の利益であることを知りながら享受したもの（倫理規程第3条第1項第1号、第5条第1項、第7条第1項違反）1件3人
- ・ 利害関係者から無償で役務の提供を受けたもの（倫理規程第3条第1項第4号違反）1件1人
- ・ 利害関係者から飲食の供応接待を受けたもの（倫理規程第3条第1項第6号違反）3件4人
- ・ 利害関係者と共にゴルフをしたもの（倫理規程第3条第1項第7号違反）1件1人

第2編 補足資料

指定職以上の職員に係る贈与等報告書の提出件数（平成25年度 各府省等別内訳）

（単位：件）（単位：人）

府省等	金銭、物品等の供与		飲食の提供等			報 酬		合 計		【参考】 在職者数 （常勤）
		うち 2万円超		うち 2万円超	うち立食 パーティー		うち 2万円超		うち 2万円超	
会計検査院			34		34	3	1	37	1	1,235
人事院	1	1	8			5	4	14	5	631
内閣官房	1	1	2		2	26	21	29	22	717
内閣法制局	1		1			4	2	6	2	70
内閣府			12	1	9	16	9	28	10	2,229
宮内庁						1	1	1	1	921
公正取引委員会	9					1		10		787
国家公安委員会			5		5	4	3	9	3	8,049
警察庁	4	1	20		19	15	12	39	13	
金融庁			31		31			31		1,505
消費者庁	1	1				6	1	7	2	265
復興庁			1		1	5	1	6	1	151
総務省			2		1	37	12	39	12	4,880
消防庁						12	2	12	2	161
法務省	7	1	53	6	42	374	211	434	218	49,793
公安調査庁						1		1		1,468
外務省	10	4	172	15	11	12	8	194	27	5,515
財務省			26		22	30	18	56	18	14,817
国税庁	1		40		39			41		55,281
文部科学省	1		242	13	214	21	15	264	28	1,841
文化庁			26		26	22	20	48	20	224
厚生労働省	5	3	67	1	65	145	90	217	94	30,422
中央労働委員会			1		1			1		105
農林水産省	2		216	13	197	2		220	13	16,900
林野庁			30		30	5	4	35	4	4,877
水産庁			39		37			39		853
経済産業省	4		131		93	1		136		4,150
資源エネルギー庁			10		9			10		468
特許庁			62	2	61			62	2	2,641
中小企業庁			1	1				1	1	189
国土交通省	1		939	20	917	11	2	951	22	39,490
観光庁			46	1	43			46	1	96
気象庁			2		2	5	2	7	2	5,042
運輸安全委員会			2	1	2			2	1	167
海上保安庁			100		99			100		12,380
環境省			10	2	8	3	2	13	4	1,593
小 計	48	12	2,331	76	2,020	767	441	3,146	529	
国立病院機構			103		103	769	694	872	694	57,609
合 計	48	12	2,434	76	2,123	1,536	1,135	4,018	1,223	

（注）1 報酬とは、原稿料、講演料等である。

2 報告書の提出のない府省等は省略した。

3 在職者数については、内閣官房内閣人事局「一般職国家公務員在職状況統計表」（平成25年7月1日現在）による。ただし、（独）国立病院機構については、平成26年4月1日現在における公表値。